

スクールソーシャルワーカーによる地域での権利保障実践の検討

山梨県立大学 高石 啓人

はじめに

子どもをめぐる環境は依然として厳しい状況にある。それは不登校数、いじめの認知件数、児童虐待の相談対応件数に表れている。そうした状況を解決すべく、福祉的な支援の一策としてスクールソーシャルワーカー（以下 SSWr）が導入された。SSWr には、児童生徒の最善の利益を保障することが求められている。そして児童生徒への働きかけのみならず、QOL の向上とそれを可能にする学校・地域をつくるという役割を求められている。

そうした中で、SSWr に関する研究も盛んになってきている。しかし、その一方で SSWr がどのように地域で子どもを支えていくのか、ということは明らかになっているとは言い難い部分もある。そこで、本稿では SSWr による地域での実践を検討し、どのような権利保障がおこなわれているのかを検討する。なお、本稿でいう地域での実践とは後述する居場所での実践を指す。

1 研究方法

SSWr による地域での実践に関する研究はいくつか存在するが、ここでは山下英三郎が 1980 年代に埼玉県所沢市でおこなっていた実践を取り上げる。なぜその実践を取り上げるのかというと、山下英三郎は SSWr の全国的な導入の前に、SSWr の実践をおこなっていた人物であり、現在の SSWr 実践にも大きな影響を及ぼしているからである。そのため、地域での実践でも SSWr の権利保障にかかわる内容がおこなわれていた可能性が高いからである。また、山下の実践は 20 年ほど存続した。現在、これだけの期間存続した実践はあまり見られない。実践が存続したということは、当事者にとって有益であったからだと考えられる。そのため、こうした実践を分析することで

SSWr による地域における権利保障実践を明らかにできると考えた。方法としては山下へのインタビュー調査および著作の分析をおこなった。

2 研究結果

(1) 地域での実践の経緯

山下が SSWr として活動していた当時、学校に行くことはできないものの、他者と交流できる子どもたちもいた。そこで山下は、1987 年に地域の有志と子どもたちが安心して活動できる居場所をつくった。この居場所は「BAKU」と名づけられた。週に 1 回のペースで開催されたが、多いときは 4 回も開催された。2002 年までに約 1200 人が参加し、埼玉県内のみならず、東京からも参加者がいた（山下 2003、p127）。

運営当初は不登校の子どもが来ることを想定されていたが、実際にはニートや引きこもり、障がいを持つ若者など多様な人々が訪れた（西野・山下 2018、p30-32、p120）。スタッフ間の申し合わせとして「訪れる人は一切拒まない、排除もしない、ルールを設けない、スタッフと利用者での間に上下関係をつくらない」があった。こうした申し合わせがあった背景には、従来のサービスにおいて対象として設定されていないために、サービスが受けられない、という問題が起きていたからである。そうしたことに対して問題意識があったからこそ山下らは上記のような申し合わせをしていたのである。訪れる人がありのままの自分を否定されることなく、安心して過ごせることが目指された（山下 2011）。

こうした実践は 23 年間続いた。活動が終了した理由は大きく分けて経済的理由と人的理由にある。経済的理由とは、活動場所の拠点が地域の有志から借りていた場所であったが、そこでの活動が難しくなったことであった。会費をとって、別の場所で活動を継続するという選択肢もあったが、

経済的に厳しい人も多く、その選択はなされなかった。人的理由とは、スタッフの年齢が関係している。活動の中心メンバーが60代の人が多くなり、介護問題などでかかわることが難しくなっていたことが原因にあった。若い人がスタッフとして活動に参加することもあったが、なかなか定着はしなかった。なお、BAKUとしての活動は終了したが、現在でもBAKUから派生した小グループが存続している。

(2) 居場所での権利保障実践

居場所とは以下の要素が必要であることが示唆されている（西野・山下 2018）。

- ・ほっとでき、安心できる場所（p41）
- ・いまのその子どものありようをそのまま受け止められる（p70）
- ・失敗を保証すること（p60-66）
- ・異年齢、様々な人を受け入れてきたということがBAKUとたまり場に共通（p132）
- ・自分で自分自身を受け入れていく、「こんな俺（私）でも大丈夫と思える私になる」。暮らしを取り戻すこと。子どもが遊びや生活の主体を取り戻すこと（p146-147）
- ・一人じゃないという安心感と人から感謝される経験の積み重ねが、自己肯定感をはぐくんでいく（p147）

前述の運営方針とあわせて考えると、どのような活動がおこなわれていたと言えるだろうか。ここからは社会福祉士の倫理綱領を基に分析していく。どんな人でも受け入れるという部分は、受容と共感の考え方がみられる。これらは社会福祉士の倫理綱領に照らし合わせて考えると、社会正義の実現を目指していると言える。個人へのかかわりとしては、その子どもをありのまま受け入れるなどが個人の尊重に該当すると考えられる。

また失敗を保証することなどは自己決定を促しているように考えられる。なぜこうした実践が重要であるかという点、現在の子どもはそうした機会が限られているからだと考えられる。例えば、学校では校則などがあり、子どもの自己決定が十分にされていると言いがたい。このように現在の日本では子どもの権利保障が十分にされているとは

言い難い状況があり、上記の権利保障をおこなうためにも地域で居場所という場所をつくる必要があったと考えられる。また、その際には、SSWrとしての活動理念、社会福祉士の倫理綱領として重複する部分も多いと考えられた。SSWrは地域での活動も求められていることから、今後、こうした活動はより求められていくことになるだろう。しかし、こうした実践は多数派でもないことが指摘されている（西野・山下 2018、p164-168）。

こうした状況を解決していくにはどうしたらよいただろうか。方法は様々あると思われるが、一つは当事者参加の視点がより求められるのではないだろうか。BAKUの実践の注目すべき点は、BAKUの活動が終了した後も、小グループになって活動が継続していることである。これは当事者が自発的に活動をおこなっていると考えられ、そうした土壌がBAKUにおいて醸成されていたと考えられる。多くの団体の活動がいつかは終了を迎えるが、その後も当事者が自発的に活動できるような下地をつくっておくことも重要だと考えられる。その際には、当事者参加や自己決定が重要になってくるのではないだろうか。そうした観点からの研究も今後、求められていくことになると考えられる。

注：本稿は2021年に早稲田大学に提出された博士論文「スクールソーシャルワーカーの専門性形成に関する研究—子どもの権利保障を目指す教育と福祉の連携に着目して」の一部を加筆修正したものである。

参考文献

- ・公益財団法人日本社会福祉士会（2020）「社会福祉士の倫理綱領」
https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/rinri_koryo.pdf（2021年11月11日11月28日閲覧）
- ・西野博之・山下英三郎（2018）『居場所とスクールソーシャルワーク』子どもの風出版会
- ・山下英三郎（2003）『スクールソーシャルワーカー—学校における新たな子ども支援システム—』学苑社